

1 坂本家文書の構成

信濃国高井郡井上村(現・長野県須坂市井上)坂本幸右衛門家は、幕末期に郡中取締役を努めた豪農で、数多くの文書を有した旧家である。その所蔵文書については、2009(平成21)年3月刊行『須坂市域の史料目録』第1集所収006「坂本康之家文書目録(1)」により、一部が紹介されている。本誌『須坂市域の史料目録』第11集068「坂本家関係文書目録」・006「坂本康之家文書目録(2)」は、006「坂本康之家文書目録(1)」刊行後に須坂市所蔵となった同家文書の目録である。

006「坂本康之家文書(1)」は、坂本康之氏の蔵などに保管され、2004(平成16)年に同氏より須坂市に寄贈された約1,000点の史料であった。これを第一の文書群とすると、本誌に収録する「坂本家関係文書」と「坂本康之家文書(2)」は、坂本康之家文書の一部であるが、伝来を異にする文書群である。第二の文書群「坂本家関係文書」42点は2011(平成23)年に、第三の文書群「坂本康之家文書(2)」約5,000点は、2016(平成28)年に須坂市が購入・取得した。その経過は以下の通りである。

第二の文書群は42点と数は少なく、2011(平成23)年3月15日の文化財取得審査会答申を経て東京の古書店筑波書店から購入したものである。内容からみて幕末期に坂本家で作成された文書群であることは明らかであるが、その伝来経路は不明である。1850(嘉永3)年に江戸に出府し、1862(文久2)年8月に江戸で死去した坂本源之助(輔)が作成した文書を中心とするものである。

一方、坂本家には、第一・第二の史料群とは別に、大小の長持二つに収められた第三の文書群が伝来していた。これについては、2016年4月6日の文化財取得審査会答申を経て須坂市が購入し、「坂本康之家文書(2)」とした。

本誌掲載の068「坂本家関係文書目録」・006「坂本康之家文書目録(2)」は、第二、第三の文書群の目録である。

2 本目録収載史料群の概要と状態

第一の文書群「坂本康之家文書(1)」は、前記のようにすでに整理され目録が刊行されている。一方、古書店より購入した第二の文書群「坂本家関係文書」は、1818(文政元)年から明治6(1873)年までの42点で、当主坂本幸右衛門と江戸で名目金貸付に携わっていた坂本源之助関係の史料を中心とする。この42点には、後述する興津正朔氏による糊付けの資料番号票はなく、伝来過程は不明だが、状態は良好である。

第三の文書群「坂本康之家文書(2)」は、2016年からの再調査により確認できた5,949点の史料である。この文書群は、坂本家の土蔵内に設けられた内蔵に、大小二つの長持に入れて厳重に保管されてきたものであった。内容は多岐に及ぶが、家内部の事柄に関する文書が多く、井上村村政、郡中取締に関連するものも含まれる。形態は、状、豎帳、横帳、横半帳、綴、敷など多様で、明治20年代に坂本家において分類整理され長持に納めて蔵に保

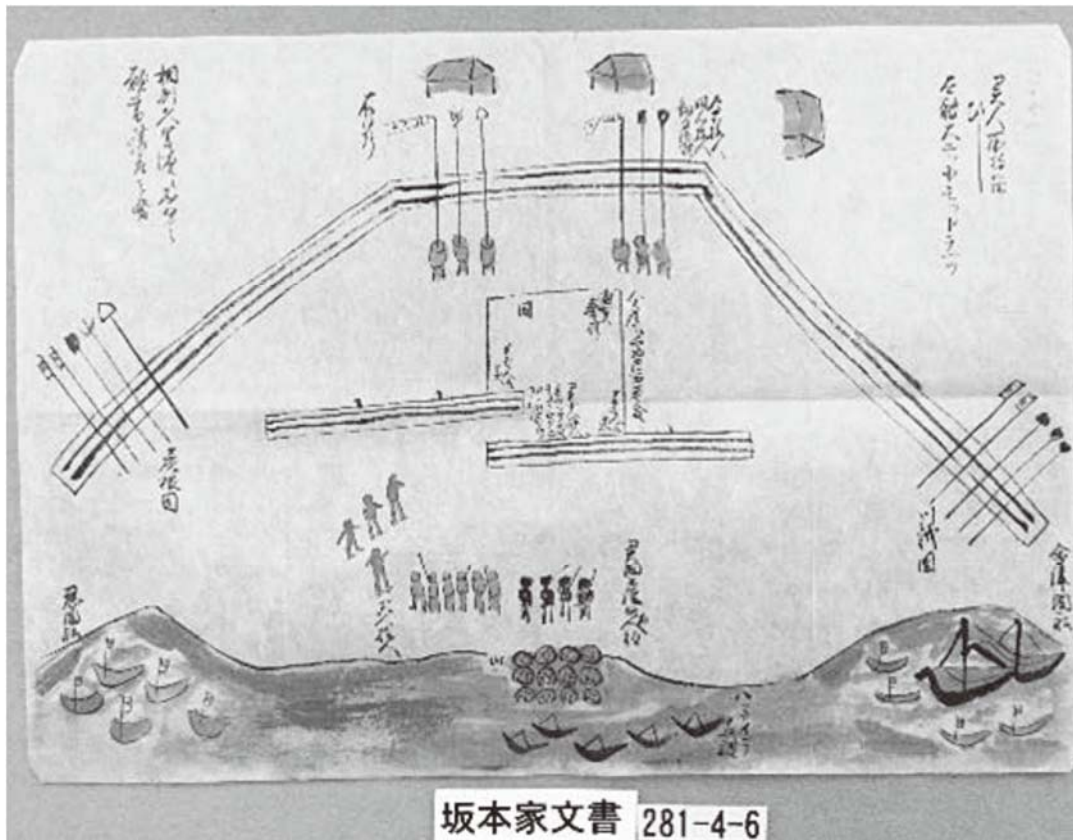
管されたものとみられる。書簡類などについては、関係する事件や対象ごとにまとめ、袋入り、紐綴等の形で整理したものが多く、旧所蔵者である坂本康之氏によれば、長持に納められて以来、1970年代の市史編さんの時期に行われた目録作成（「興津目録」）まで密封管理されており、他見を忌む言い伝えがあったという。保存状態はきわめて良好で、虫損、破損などは少ない。第三の文書群について、以下、その特徴を紹介しておく。

幕領中野代官所領高井郡井上村坂本幸右衛門家は、近世初期から土着したという伝承をもつ家であるが、弘化年間（1844～1847）の持ち高は151石におよび、北信有数の豪農として、井上村の名主や郡中取締を務め、地域行政に携わり明治維新を迎えた。「坂本康之家文書（2）」は、須坂市域だけでなく、近世後期から明治前半期の北信幕領地域の行財政や地域実態を把握するうえで重要な史料だといえよう。

また、文化年間から明治21年まで坂本家の当主が記した詳細な「日記」（「日用帳」「日用記」などの標題がある）や、同家の人びとが交わした書状類がよく整理された形で多数含まれていることは、北信の他の豪農家の文書群と比べても注目すべき特徴である。「日記」は、当初、出納帳として記されていたものが、次第に記述が増し、同家の状況や村内、中野代官所管内の社会動向が詳細に記述されるようになったとみられ、天保期以降はほとんど欠落年がない。当主が他出した場合にはかならず家内の者が記述を代行するなど、記録の継続が強く意識されており、「日記」や書状類を総合的にみることで、同家のみならず、近世須坂および北信地域の人びとの生活実態、地域社会の状況を明らかにすることができよう。また、書状類は、中野代官所管内の東江部村山田庄左衛門家をはじめとする北信豪農間で取り交わしたものが多く、山田家文書などと付き合わせることで、さらに具体的な検討が可能になると考えられる。

また、坂本家は幕末期には江戸での金融活動にも参画しており、江戸町人社会の実態や、江戸と須坂の関係を示す都市史史料としての性格をもつことも特徴の一つである。幕末期の坂本家は、山田庄左衛門家（東江部村）、中山五郎左衛門家（新野村）などとともに江戸で寺社名目金貸付業務に携わっており、貸付関係史料や貸付対象であった新吉原遊廓関係史料なども含まれている。これらの史料からは、江戸町人社会の経済活動や社会生活、幕末維新期の都市と農村の関係、明治維新政権の動向と在地の状況、豪農層の中央政局や対外関係への関心など、さまざまな角度からの分析が可能である。

「日記帳」（2015（平成27）年11月13日坂本家における調査で撮影） 書状類（同撮影）



281-4-6「相州久里浜ニおみて願書請取之図（写）」（ペリー来航時の久里浜における応対を描いた図の写し）

3 目録作成の経過

以上のように、坂本家の文書は三つの文書群に分かれて伝来したため、目録作成も一度に行われず、以下のような経緯をたどった。

① 006「坂本康之家文書（1）」の目録

第一の文書群については、須坂市誌編さん室が目録を作成し、「006 坂本康之家文書目録（1）」として2009（平成11）年に刊行した。Ⅰ文書史料、Ⅱ典籍に区分され、Ⅰには、奉公人請状や小作出納簿など坂本家の農業経営に関わる文書が中心で、近代文書が多い。

② 068「坂本家関係文書」の目録

第二の文書群の目録は、2015（平成27）年に始まった坂本家文書再整理の一環として作成され、本誌に掲載した。

③ 「興津目録」の作成

第三の文書群の調査と目録作成が始まったのは、第一、第二の文書群に先立つ昭和50年代のことであった。地元の研究者興津正朔氏が坂本家に文書群の閲覧と目録作成を申し出、目録（以下、「興津目録」）の作成が始まった。坂本康之氏によると、文書量が大量であるため、一回に風呂敷包み程度の文書を興津氏に貸し出し、興津氏が借用順に番号を記した紙片を文書に糊で添付して目録を作成し、文書を返却すると、次の一包み分の文書を貸し出すと

いう形で目録作成が行われた。目録完成後、ガリ版刷りで複数冊が作成された。「興津目録」では、親番号が1～292、その下に子番号(1～)や記号(ア、イ～)が付されている。

「興津目録」作成は、1981(昭和56)年3月に、須坂市制施行20周年を記念して刊行された『須坂市史』(本文1034頁、年表66頁)に関連して行われたとも考えられる。『須坂市史』は、市川健夫(当時、東京学芸大学教授)・青木孝寿(同、長野県短期大学教授)監修のもと、山際順編纂委員会委員長(同、須坂市長)、徳永哲夫編纂専門委員会委員長(同、須坂市文化財審議委員)以下の編纂委員会が作成にあたり、総勢32名に及ぶ執筆者により自然風土と原始～現代に及ぶ須坂の歴史をまとめたものである。興津氏は『須坂市史』の執筆には加わっていないが、「興津目録」によって存在が明らかになった史料数点が『須坂市史』に採録・分析されており、同日録が市史編さんにも寄与したことがわかる。

「興津目録」は、以下の二点で重要であろう。一つは、地域の状況に詳しい興津氏の知見がよく反映されていること、もう一つは、長持に保管されている状態から一包み宛貸し出されたという作成経緯からみて、明治20年代に整理・保管された状況(文書群の原秩序)を反映していると考えられることである。



袋入の文書(2015(平成27)年11月13日坂本家における調査で撮影)

しかし、「興津目録」では、数十点の文書が封入された袋入の文書や多様な文書の綴りなどが一点とされ、長持内には「興津目録」に収録されていない文書も600点ほど残されていた。また、番号の重複や脱落、記述の欠落も散見された。そのため、2015(平成27)年11月13日に坂本家にて調査が行われ(国立歴史民俗博物館横山百合子、須坂市誌編さん室主任専門員青木廣安、須坂市生涯学習スポーツ課文化財係長千葉剛成による)、2016(平

成 28) 年 4 月 6 日の須坂市文化財取得審査会答申を受けて市が取得し、同文書の再調査と新たな目録作成が行われることとなった。

④ 2016 (平成 28) 年度からの再調査と 006「坂本康之家文書目録 (2)」の作成

第三の文書群「坂本康之家文書 (2)」の再調査と目録作成は、須坂市誌編さん室と横山百合子 (国立歴史民俗博物館) が共同であったり、国立歴史民俗博物館 2016 ～ 2018 年度基盤研究「日本列島社会の歴史とジェンダー」(研究代表者横山百合子)、日本学術振興会科学研究費基盤研究 (B) 19H01314「隠し売女から淫売女へー近世近代移行期における売春観の変容ー」(同) による研究の一環としても位置付けることとなった。

調査・目録作成にあたっては、2016 (平成 28) 年 8 月 7 日、須坂市誌編さん室専門員大塚尚三、同専門員田子修一、横山百合子の 3 名で作業方針を定め、その後、田子修一、富田克彦、木下隆が目録作成にあたり、2017 (平成 29) 年 1 月 14 日～ 15 日 (竹村到、福岡万里子、村和明、山崎会理、横山百合子の 5 名参加)、同年 3 月 19 日～ 20 日 (池田忍、稲田奈津子、久留島典子、田中禎昭、辻浩和、仁藤敦史、伴瀬明美、藤方博之、藤田紗樹、三上喜孝、水野僚子、村和明、横山百合子) に調査、目録作成作業を行った。2017 年度以降、国立歴史民俗博物館側の事情により須坂での調査が困難となったため、2017 (平成 29) 年 9 月末日～ 2019 (平成 31) 年 12 月末日の期間、文書群を国立歴史民俗博物館で研究借用し、引き続き目録の完成と文書の撮影作業を行い、2019 年 12 月にすべての文書を返却し目録作成を終了した。

凡 例

(1) 068「坂本家関係文書」については、年代順に史料番号を付した。

(2) 006「坂本康之家文書目録 (2)」については、可能な限り「興津目録」に沿う形で史料番号を付し、同目録にない史料、番号の脱落・重複などがあった場合には、新たな番号を付した。また、便宜のため、「興津番号」も付記した。綴の細目録は、史料番号末尾①、②…の丸番号で示した。

(3) 「興津目録」に採録されていない 600 点余については、R 1～ R45 とその下の小番を付し、最後に掲載した。

(4) 「興津目録」にあるが、現在所在が確認できない史料が数点存在する。これについては、史料名の項に【史料所在不明】とし、備考に「興津目録」の情報を記した。

(5) 史料名は、原則として史料中に記載された表題を取り、内容について適宜 () に記し、利用の便宜を図った。

(6) 表題のないものについては、史料の書出を「 」で摘記し、() に仮表題を掲げた。

(7) 明治 20 年代の整理に際して関係史料を袋・封筒などに入れた際に、表書きに一括した名称などが記されているものがあり、重要な情報となるため、【袋】、【包紙】として「 」でその内容を摘記した。

(7) 年代の不明なものについては、(近世)、(文政～天保)、(明治) などの形でわかる範囲

で記し、干支の記載があるものについては付記した。また史料に年代がない場合、内容から年代が確定できる場合は、(元治元年) 9 月 5 日のような形で示した。

(8) 文書の作成と宛名については、わかる範囲で記した。

文書の形態は、状、包紙、綴、豎冊、横冊、横半冊、敷などとしたが、史料名に【書状】と記して便宜を図ったものもある。

(9) 備考欄には、適宜参考情報を記した。

(10) 袋入りや括り紐により一ひと纏まとめとされている年代記載のない史料は、便宜上史料和暦に(近世)と記した。

(11) 本目録には、人権の観点から不適切な用語が含まれているが、学術的な評価に基づき、歴史的に使用された通りに表記した。人権に対する正しい認識のもとに利用されたい。

* 付記

本目録作成にあたっては、旧所蔵者坂本康之様、坂本清子様の多大なるご理解・ご協力をいただきました。記して感謝いたします。また、坂本家文書調査と目録作成においては、須坂市文書館根津良一館長、故青木廣安須坂市誌編さん主任専門員、千葉剛成須坂市生涯学習スポーツ課長補佐の助言とご協力を得、国立歴史民俗博物館内での目録作成では、佐々木美香ほか、大関真由美、水品洋介、竹中友亮の各氏の協力を得ました。

(2021 年 1 月：横山百合子)